

薬 第 1578-4 号

平成 30 年 12 月 19 日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第9条に規定する知事指定薬物の指定について（通知）

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。）により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第9条第1項の規定に基づき、平成30年12月19日付けで新たに知事指定薬物を公示し、指定しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会（組合）員に周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 知事指定薬物

次に掲げる3物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第9条第1項に規定する知事指定薬物に指定しました。

- (1) 2-（（[2-（4-エチル-2, 5-ジメトキシフェニル）エチル] アミノ）メチル）フェノール及びその塩類

【通称名】 25E-NBOH、2C-E-NBOH

- (2) キノリン-8-イル=1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシラート及びその塩類

【通称名】 NPB-22

(3) 3— [1— (1—ピペリジニル) シクロヘキシル] フェノール及びその塩類
【通称名】 3—HO—PCP、3—OH—PCP、3—Hydroxy—PCP

(4) (1) から (3) までに掲げる物のいずれかを含有する物

2. 施行期日

平成 30 年 12 月 20 日

大阪府健康医療部
薬務課麻薬毒劇物グループ
TEL: 06-6941-9078 (直通)
FAX: 06-6944-6701